

富山大学総合情報基盤センター規則

平成17年10月1日制定
平成18年11月27日改正
平成23年3月18日改正
平成27年4月21日改正
平成27年12月7日改正
平成28年12月2日改正
平成30年3月27日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、[国立大学法人富山大学学則](#)第12条第2項の規定に基づき、富山大学総合情報基盤センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、富山大学（以下「本学」という。）における情報通信、情報処理及び情報共有のためのシステム（以下「情報システム」という。）を円滑かつ効率的に運用管理し、教育研究及びその他の諸活動を支援するとともに、地域社会の発展に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 情報システムの運用管理に関すること。
- (2) 学内外の情報通信に関すること。
- (3) 情報システム資源及び情報共有に関すること。
- (4) 教育研究等の支援及び関連する研究開発に関すること。
- (5) 情報システムに係る情報セキュリティ対策及び情報セキュリティインシデント対応に関すること。
- (6) その他センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(部門)

第4条 センターに、研究開発部門及び業務部門を置く。

2 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(分室)

第5条 センターに、次の各号に掲げる分室を置く。

- (1) 杉谷分室（杉谷（医薬系）キャンパス）
- (2) 高岡分室（高岡（芸術文化系）キャンパス）

(職員)

第6条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任の教員
- (3) 業務主任
- (4) その他必要な職員

(センター長)

第7条 センター長は、センターの業務を総括する。

- 2 センター長は、学長が指名した者をもって充てる。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(専任の教員)

第8条 専任の教員は、センターの目的を達成するための専門的業務を行う。

- 2 専任の教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(業務主任)

第9条 業務主任は、各キャンパスにおいて、センターの目的を達成するための業務を行う。

- 2 業務主任の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 業務主任が欠員となった場合、後任の業務主任の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 業務主任は、当該キャンパスの学部、研究部、教養教育院、附置研究所、附属病院、機構、学内共同教育研究施設、保健管理センター、学部附属教育研究施設及び附置研究所附属研究施設に所属する教員のうちから、第10条に定める運営委員会の意見を聴いてセンター長が推薦し、学長が任命する。

(運営委員会)

第10条 センターに、センターの運営に関する重要事項を審議するため、富山大学総合情報基盤センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(連絡会議)

第11条 センターに、センターの実施業務に関する事項を協議するため、富山大学総合情報基盤センター職員連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

- 2 連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

(センターの利用)

第12条 センターの利用に関し必要な事項は、運営委員会の意見を聞いて、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年11月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この規則の適用日の前日において業務主任であった者については、この規則により任命されたものとみなす。ただし、任期については、第9条第2項の規定に関わらず、この規則適用前の業務主任としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規則は、平成23年3月18日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 富山大学総合情報基盤センター長選考規則（平成17年10月1日制定）は、廃止する。ただし、この規則の適用日の前日においてセンター長であった者については、この規

則により指名されたものとみなす。なお、任期については、旧センター長選考規則で選出されたセンター長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。